

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

- (1) 事業等の名称：令和２年度「総理大臣等外国訪問時の内外記者会見における同時通訳システム運用・技術者派遣業務委嘱」一式
- (2) 事業等の実施予定時期：令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで（外国訪問の都度）
- (3) 業務履行に必要となる技術又は設備等：
詳細については説明会にて説明予定であるが、添付の業務仕様書を熟読し、公募応募資格につき問題ないことを確認しておくこと。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本契約は令和２年４月１日以降に締結する。ただし、令和２年度予算成立を条件とする。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
- (4) 外務省から指名停止を受けている期間でないこと。
- (5) 平成３１、３２、３３年度（令和元・２・３年度）外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務等の提供」の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｄ」何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (6) 本説明会に参加した者であること。

3. 公募説明会

- (1) 開催日時：令和２年３月６日（金）午後５時
- (2) 開催場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関２－２－１
外務省南庁舎２階２７１号室
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 説明会参加申込：本説明会に参加を希望する者は、令和２年３月５日（木）午後５時までに、
FAXにより以下に連絡すること。なお、本説明会に参加しない者の応募申込は認めない。
申込先：外務省大臣官房国際報道官室（担当：萩原秀樹）
電話：０３－３５８０－３３１１（内線５８５１）
FAX：０３－５５０１－８１３３

4. 応募申し込み

- (1) 応募申込書受領期限：令和２年３月２５日（水）正午（期限厳守）
- (2) 提出場所：上記３（４）に同じ。（※直接持参すること。）
- (3) 提出すべき書類等
 - (イ) 応募申込書（別添２）
 - (ロ) 資格審査結果通知書（写）
 - (ハ) 業務履行保証書（別添３）
- (二) 説明会で求める関係資料
- (ホ) 誓約書（役員名簿含む）（別添４）
※個人の場合は生年月日を記載すること。
※法人の場合は役員名簿（役員の生年月日を付記）又は商業登記簿の写のいずれかを添付すること。

以上、公告する。

令和2年2月21日

外務省大臣官房国際報道官 鴨志田 尚昭

仕 様 書

1. 目的

令和2年度「総理大臣等外国訪問時の内外記者会見における同時通訳システム運用・技術者派遣業務委嘱」一式(公募)

2. 業務内容

- (1) 内外記者会見の開催国の業者から総理の記者会見を円滑かつ適切に実施する上で一定基準を満たす同時通訳及び音響設備を調達することが可能な場合には、現地業者の設営・運用状況を監督し、円滑な実施に向けて補助を行う。
- (2) 内外記者会見開催国業者の機材の保有状況や会場規模の大小等の事情により、内外記者会見に必要な機材(同時通訳用レシーバー等)及び数量が不足する場合には、必要数の追加手配を行う。
- (3) 内外記者会見の開催国の業者から上記同時通訳及び音響機器の調達が困難な場合には、必要な機材の本邦からの輸送、内外会見場での同時通訳及び音響設備の設営・運用、終了後にそれらの撤去及び梱包、開催国から本邦への返送及び受領に係る一連の作業を行う。
- (4) 内外記者会見は、通常、NHKによる生中継が行われるところ、NHK技術者と連携し生放送に耐えうる質の音声を作り、かつ支障なく同時通訳及び音響設備を運用する。
- (5) 上記(1)～(4)の遂行にあたっては、外務省国際報道官室の指導に従うものとし、同室側からの求めに応じ、同室等にて業務に関する打合せを随時行う。
- (6) 本件の受託業者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

3. 業務遂行のために必要な技能・体制等:

- (1) 内外記者会見は、通常、NHKによる生中継が行われるところ、TVの生中継に対応可能な同時通訳及び音響設備を自社保有し、それらの機器運用に精通していること。
- (2) 業務予定技術者全員が各機器についての技術研修を了していること(研修費は受託業者負担)。また、TV中継の音響技術に関する知識も有していること。
- (3) 総理大臣等の外国訪問日程の関係上、2つの内外記者会見が近接したタイミングで行われることも想定されるところ、それぞれの開催国で設営・運営に係わる技術者4名、機材の輸送に係る者3名、予備要員1名(計8名)が業務を行う場合を想定し、常時業務可能な自社技術者が最低16名以上在籍している団体であること。会見場庁舎の警備、業務内容の守秘義務の観点から自社社員ではない技術者(系列会

社員を含む)に業務を再委託することを前提としての応募は認めない。

- (4) 内外記者会見場の設営は原則として会見前日に行い撤去は会見終了当日に行う。
作業が深夜(場合によっては早朝)に及ぶ場合や緊急の業務要請が想定されるが、
その場合にも業務を遅滞無く行い得ること。
- (5) 総理大臣等外国訪問の日程が出発直前まで決定しない場合、ごく短期間の内に
同時通訳及び音響設備の海外への輸出に関する手続き(書類作成を含む)を行わ
ざるを得ない場合もあるところ、その場合にも業務を遅滞なく行い得ること。
- (6) 海外における上記2. の業務遂行に必要な日本語及び英語能力を有すること。
- (7) 過去3年間、海外において、TVによる生中継がなされた記者会見の同時通訳及
び音響設備の輸送・設営・運用業務を一括して受注した実績を数次有すること。
- (8) 業務終了後(各案件ごと)に「業務報告書」を作成し提出すること。

以 上

内外記者会見における音響・同通対象機材リスト

同時通訳機器

Simultaneous interpretation equipment

	機材名	対応可能所有数量	メーカー名	型番
1	同時通訳制御機器			
2	通訳者操作器			
3	通訳者用マイクロフォン			
4	赤外線送信機			
5	赤外線ラジエーター			
6	赤外線レシーバー、イヤフォン			
7	総理用同通レシーバー(有線)			
8	総理用同通ヘッドフォン			
9	通訳者ブース (ISO 4043準拠規格)			
10	通訳用ヘッドフォン			

音響機器

Sound equipment

	機材名	対応可能数量	メーカー名	型番
1	マイクロフォン			
2	中継対応 音響ミキサー (8ch以上)			
3	アンプ			
4	スピーカー			
6	音響周辺機器			
7	音声分配器			
8	デジタル録音機器(MP3方式)			
9	マイクロフォンスプリッター			
10	海外対応変圧器			

別添2

令和 年 月 日

応募申込書

外務省大臣官房国際報道官 殿

住 所：	
会 社 名：	印
代表者氏名：	印

当社は、外務省大臣官房国際報道官室が行う令和2年度「総理大臣等外国訪問時の内外記者会見における同時通訳システム運用・技術者派遣業務委嘱」一式の業務委嘱先となることを希望（応募）します。

業務履行保証書

外務省大臣官房国際報道官 殿

令和 年 月 日

住 所	
会 社 名	印
（団体名）	
代表者氏名	印

当社は、令和2年度「総理大臣等外国訪問時の内外記者会見における同時通訳システム運用・技術者派遣業務委嘱」一式 に応募します。

なお、当該業務の請負に際しては、貴省指示の業務内容を満たすことを保証いたします。

また、業務完了後、貴省指示の業務内容を満たしていない場合には、当社の負担において、速やかに貴省指示の業務内容に合致するよう業務を再実施いたします。

以上

誓 約 書

令和 年 月 日

外務省大臣官房国際報道官 殿

住 所
会社（団体）名
代 表 者 氏 名印
印

下記の事項について誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

以下の「契約の相手方として不適当な者等」に該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。

本日現在の役員名簿※を別添のとおり提出することとし、本誓約書に添付して提出した書類に係る当方の個人情報を警察に提供することについて同意すること。

（１）契約の相手方として不適当な者

- （イ）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （ロ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （ハ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （ニ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （ホ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

- （イ）暴力的な要求行為を行う者
- （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （ハ）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （ニ）偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- （ホ）その他前各号に準ずる行為を行う者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員名簿（役員の生年月日を付記）又は商業登記簿の写しを添付すること。